

(資料1)

中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金 専門家謝金支出基準

謝金の金額（税抜）は、次の基準を上限として下さい。

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等（1時間）		50,000円
②大学准教授・講師、技術士、税理士、中小企業診断士、 社会保険労務士、ITコーディネーター等（1時間）		40,000円
③民間企業		
a) 企業経営者等（1時間）		40,000円
b) 部長クラス（1時間）		30,000円
c) 課長クラス（1時間）		20,000円
d) その他（1時間）		15,000円
④社団法人・組合等		
a) 役員等（1時間）		40,000円
b) 事務局長（1時間）		30,000円
c) その他（1時間）		20,000円
⑤公的機関（独立行政法人・公庫等を含む）		
a) 役員等（1時間）		40,000円
b) 部長クラス（1時間）		30,000円
c) 課長クラス（1時間）		20,000円
d) その他（1時間）		15,000円